

幼保運営課 パートタイム職員について

1 概要

幼保運営課で任用しているパートタイム職員（以下、「時給パート」という。）は、岡山市の公立保育園・認定こども園の人員不足を補うために任用している。

2 時給パートの職種区分等について

令和7年4月現在

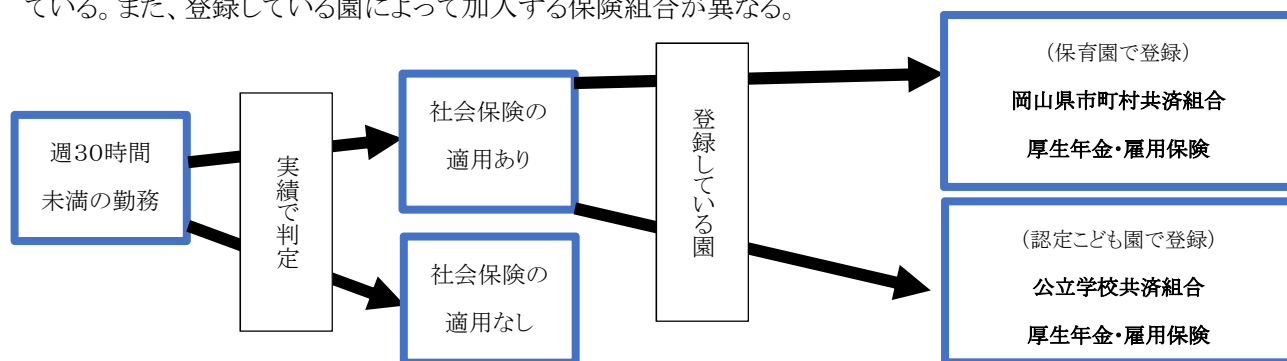
職種区分	勤務時間(上限/週)	社会保険・雇用保険の適用	給与単価(円/時間)	人数
保育士	週30時間未満	実績・条件により適用	1,138円	549名
用務洗濯員	週20時間未満	なし	1,063円	122名
給食調理員	週30時間未満	実績・条件により適用	1,063円	146名

令和7年度現在、岡山市には、51園（保育園27園、認定こども園24園）あり、各園に約850名の時給パートを配置する。職種区分は兼務することができ、また人数が足りない場合は、登録している園以外で勤務することもある。

勤務パターンが決まっていない、自由シフト制である。

3 社会保険の適用について

時給パートは不規則な勤務をしているため、社会保険の適用は主に勤務実績(時間・給料額)により判定している。また、登録している園によって加入する保険組合が異なる。



- どちらの共済組合に加入しても、厚生年金に加入することになる。（年金事務所への手続き）
- 各共済組合によって控除項目や掛け率が異なるため、管理は「岡山市町村共済組合」「公立学校共済組合」「厚生年金」の3つを管理する必要がある。

4 補足

上記「2 時給パートの職種区分等について」の兼務に関することと、「3 社会保険の適用について」の3つ管理をすることについては、システム内で処理できない場合、運用による回避も考慮する。